

## 県立学校教育用端末貸与申請 提出書類チェックリスト

- ①該当する世帯状況いずれかの□に✓を記入し、提出書類を確認してください。  
 ②提出期限 4月3日（水）までに事務室へ提出してください。

**(1) 生業扶助受給世帯**

世帯状況	チェック欄	提出書類
貸与を受けようとする時点で、生活保護法（昭和25年法律第144条）第36条の規定による生業扶助が措置されている。	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立学校教育用端末貸与申請書（第1号様式）</li> <li>・ 生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式6） または、福祉事務所等が発行する生活保護受給証明書</li> </ul>

**(2) 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(0円)の世帯**

世帯状況	チェック欄	提出書類
親権者が2名である。（両親）	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立学校教育用端末貸与申請書（第1号様式）</li> <li>・ 親権者2名の課税証明書等</li> </ul>
親権者が1名である。（離婚、死別等） ※親権者が一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合を除く	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立学校教育用端末貸与申請書（第1号様式）</li> <li>・ 親権者1名の課税証明書等</li> </ul>
親権者が2名であるが、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情がある。 ※上記の事情があり、親権者1名の課税証明書等が提出できない場合	<input type="checkbox"/>	
未成年後見人が選任されている。 ※未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。	<input type="checkbox"/>	
未成年後見人が選任されておらず、生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）が存在する。	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立学校教育用端末貸与申請書（第1号様式）</li> <li>・ 主たる生計維持者の課税証明書等</li> </ul>
未成年後見人、主たる生計維持者が存在せず、生徒本人が成人に達している。	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立学校教育用端末貸与申請書（第1号様式）</li> <li>・ 生徒本人の課税証明書等</li> </ul>
その他 所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない。	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立学校教育用端末貸与申請書（第1号様式）</li> </ul>

（注意事項） 課税証明書等は、令和5年度（令和4年分）のものを提出してください。

## 兵庫県立学校教育用端末貸与についてのQ&A

<b>Q1</b>	<b>この制度で貸与される範囲はどこまでなのか？</b>
A1	<p>教育用端末（タブレットやパソコンなど）本体のみです。 貸与後、学校指定のソフトは自動的に設定されますが、それ以外の有料アプリをインストールする場合は、各自でご負担いただきます。 また、学校以外での通信料、充電にかかる費用等も各自でご負担ください。</p>
<b>Q2</b>	<b>「保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯」とは？</b>
A2	<p>「所得課税証明書」に記載の道府県民税所得割額・市町村民税所得割額が、保護者全員0円の世帯のこと。 *裏面『（参考）「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（0円）」の確認方法』をご参考ください。</p>
<b>Q3</b>	<b>所得課税証明書は誰の分を提出するのか？</b>
A3	<p>保護者等全員分です。（保護者等に収入がない場合も、非課税証明書を提出してください。）</p> <p>例①父・母・兄・祖父・生徒本人の5人家族（親権者は父母）の場合 ⇒父と母の課税証明書を提出してください。 兄や祖父に収入があっても、親権者である父母の2名分で判定します。</p> <p>例②母・兄・祖父・生徒本人の4人家族（親権者は母）の場合 ⇒母の課税証明書のみ提出してください。 例①同様、兄や祖父に収入があっても、親権者である母の所得のみで判定します。</p> <p>※保護者等とは、基本的には親権者を指します。親権者がいない場合、未成年後見人や主たる生計維持者となります。提出書類チェックリストに世帯状況ごとに必要な書類を記載しているので、詳しくはそちらをご確認ください。</p>
<b>Q4</b>	<b>就学支援金/就学奨励費の申請で提出するマイナンバーで認定できないのか？</b>
A4	<p>マイナンバーは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第9条において、限定的に定められた事務の範囲内で、具体的な利用目的を特定して利用することができると定められています。そのため、就学支援金/就学奨励費の申請で提出するマイナンバーの情報は、それ以外の事務では利用できません。</p>
<b>Q5</b>	<b>「その他、特別な事情により学校長が貸与妥当と認める者」とは、どのような事情の場合か？</b>
A5	<p>令和5年1月1日から入学までの間に、保護者の離職や収入減などで家計が急変した場合などです。 令和5年度（令和4年分）の課税証明書には、令和4年中の収入状況が記載されているため、令和5年1月1日以降の収入状況が分かりません。 そのため、家計急変理由にあわせて書類を提出いただき、「保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯」に相当するか、所得の判定をします。 その他、特別な事情がある場合には学校へご相談ください。</p>
<b>Q6</b>	<b>A5の家計急変による「保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯」は、どのように判定するのか？</b>
A6	<p>提出書類チェックリスト〈家計急変用〉に記載の書類を提出していただきます。 提出書類をもとに、家計急変後1年間の収入見込額を計算し、その金額が「保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯」に相当するか審査します。 (非課税世帯に相当する世帯の収入は以下のとおりです。) 2人世帯：2,044,000円未満、3人世帯：2,214,286円未満、4人世帯：2,714,286円未満、 5人世帯：3,214,286円未満、6人世帯：3,700,000円未満、7人世帯：4,137,500円未満</p>
<b>Q7</b>	<b>貸与が認められた後に非課税世帯ではなくなった場合、返却しなければいけないのか？</b>
A7	<p>収入の確認は申請時の一度きりですので、貸与後に収入が増加しても、基本的には返却を求めることはありません。</p>
<b>Q8</b>	<b>入学時に貸与が認められなかった場合、今後収入が減っても申請できないのか？</b>
A8	<p>家計が急変した場合や、令和5年度（令和4年分）以降の所得課税証明書で非課税となった場合は申請が可能です。その際は、学校へご相談ください。</p>
<b>Q9</b>	<b>塾の配信動画を視聴するなど、学校での学習以外に使用してもよいのか？</b>
A9	<p>学習活動での使用は認めます。ただし、それにかかる費用（通信費、有料アプリのインストール等）は各自でご負担ください。また、返却時には個人で追加したアプリ等はすべて削除していただきます。</p>
<b>Q10</b>	<b>利用者の責任となる「故意又は重大な過失」とは、どのような状況か？</b>
A10	<p>不安定な場所に置いたために落下・破損した場合、浴室に持ち入り水没した場合、貸与端末を用いて他者に危害を加えようとした場合など、少し注意すれば回避できるにもかかわらず、何も対処せず破損したというような状況です。故意や過失にかかわらず、破損した場合はすみやかに学校へ報告し、学校の指示に従ってください。</p>

(参考) 「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(0円)」の確認方法

見本

令和5年度(令和4年分)のもの

令和5年度

市民税・県民税課税証明書

住所	〇〇市〇〇丁目〇-〇
氏名	〇〇 〇〇
賦課期日の住所	〇〇市〇丁目〇-〇

令和〇年度	
(給与収入)	×××円
給与所得	×××円
(公的年金収入)	×××円
雑所得	×××円
不動産所得	×××円
株式等譲渡所得	×××円
合計所得金額	×××円
**以下余白**	

所得控除の内訳	
医療費控除	×××円
社会保険料控除	×××円
生命保険料控除	×××円
扶養控除	×××円
基礎控除	×××円
所得控除計	×××円
**以下余白**	

道府県民税所得割  
市町村民税所得割  
ともに「0円」  
であれば申請可。

課税標準額	
総所得金額	×××円
株式等譲渡所得	×××円
年税額	
税額控除(市民税)	×××円
税額控除(県民税)	×××円
均等割(市民税)	×××円
均等割(県民税)	×××円
所得割(市民税)	0円
所得割(県民税)	0円

控配	扶養人数		障害		本人	
	老人	特定	16歳未満	特別(内同居)	その他	特別障害
老人		人	人	人	人	人
特定	人	人	人	人	人	人
16歳未満	人	人	人	人	人	人
特別(内同居)	人	人	人	人	人	人
その他	人	人	人	人	人	人
特別障害	人	人	人	人	人	人
その他(夫)	人	人	人	人	人	人
勤労学生	人	人	人	人	人	人

※市町村によって所得課税証明書の様式は異なります。

県立学校教育用端末貸与申請書

令和 6年 4月 日

兵庫県教育委員会事務局教育企画課長 様

県立学校教育用端末貸与規程第5条の規定により、県立学校教育用端末等の貸与を申請します。  
貸与を受けた場合は、別紙「県立学校教育用端末貸与に係る遵守事項」を遵守します。

1. 申請者

申請者 (保護者等)	ふりがな 名 前 ※署名は本人が行うこと
学 校 名	兵庫県立川西緑台高等学校
利 用 者 (生徒)	
住 所	〒 —
電 話 番 号	

2. 添付書類

以下のとおり、書類を添付します。

(該当する□のいずれかに✓を入れ、必要書類を添付してください。)

- 貸与を受けようとする時点で生活保護（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給している。

〔添付書類〕生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式6）

または、福祉事務所等が発行する生活保護受給証明書

- 保護者等全員の令和5年度（令和4年分）の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である。

〔添付書類〕保護者等全員の所得課税証明書

(提出される保護者等の名前・生徒との続柄を以下に記入してください。)

名前	続柄	名前	続柄

- その他 (以下に理由を記入してください。)

{ }

※場合によっては、追加で書類の提出をお願いすることがあります。

3. 確認事項 (次の事項を確認の上、□に✓を記入してください。)

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。

学校記入欄

端末管理番号	受付年月日	確認	返却年月日	確認

第6号様式

生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書

令和 年 月 日

福祉事務所長 印

次の世帯が、令和 年 月 日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による「生業扶助（高等学校等就学費）」の受給世帯であることを証明する。

世帯主名前	住所		
世帯員名前			
名 前	続 柄	生 年 月 日	保護開始日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
証明書の使用目的 県立学校教育用端末貸与手続きのため			
備考			

※福祉事務所等が発行する「生活保護受給証明書」により、貸与を受けようとする時点の「生業扶助の措置状況」が確認できる場合は、代用を可とする。